六　消費者が小売販売業者から製造たばこを法第三十三条第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価（以下この号において「小売定価」という。）により購入することに伴い、当該消費者に対し、当該小売販売業者その他の小売販売業者の負担により財産上の利益が提供され、かつ、当該財産上の利益の提供に要する費用に対し、マイナポイント事業費補助金（以下この号において「マイナポイント補助金」という。）を財源とする補助を受ける場合であつて、小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額（以下この号において「小売定価等」という。）に対する当該財産上の利益の割合が百分の二十五（小売定価等に対する、マイナポイント補助金による補助を受けて既に当該消費者に対して提供した財産上の利益の総額と五千円との差額の割合が百分の二十五より少ない場合にあつては、その割合）であるとき。

［七　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第三十七号

民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）の施行に伴い、及びたばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二十二条第三項及び第二十三条第三号の規定に基づき、たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月一日

財務大臣　鈴木　俊一

たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（許可申請書の添付書類） **第十九条**　法第二十二条第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　許可申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類 ［イ～チ　略］ リ　許可申請者以外の者が営業又は管理を行う場所に自動販売機を設置しようとするときは、別紙様式第十八号による二十歳未満の者の喫煙防止のための管理責任を負う旨の誓約書 ［二　略］ ［2　略］ （営業所の位置が不適当な場合） **第二十条**　法第二十三条第三号に規定する営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行うのに不適当である場合として財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一・二　略］ 三　自動販売機の設置場所が、店舗に併設されていない場所等製造たばこの販売について二十歳未満の者の喫煙防止の観点から十分な管理、監督が期し難いと認められる場所である場合	（許可申請書の添付書類） **第十九条**　［同上］ ［一　同上］ ［イ～チ　同上］ リ　許可申請者以外の者が営業又は管理を行う場所に自動販売機を設置しようとするときは、別紙様式第十八号による未成年者喫煙防止のための管理責任を負う旨の誓約書 ［二　同上］ ［2　同上］ （営業所の位置が不適当な場合） **第二十条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　自動販売機の設置場所が、店舗に併設されていない場所等製造たばこの販売について未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督が期し難いと認められる場所である場合

六　令和二年九月一日から令和四年三月三十一日までの間に、消費者が小売販売業者から製造たばこを法第三十三条第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価（以下この号において「小売定価」という。）により購入することに伴い、当該消費者に対し、当該小売販売業者その他の小売販売業者の負担により財産上の利益が提供され、かつ、当該財産上の利益の提供に要する費用に対し、令和二年度及び令和三年度の一般会計予算におけるマイナポイント事業費補助金（以下この号において「マイナポイント補助金」という。）を財源とする補助を受ける場合であつて、小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額（以下この号において「小売定価等」という。）に対する当該財産上の利益の割合が百分の二十五（小売定価等に対する、マイナポイント補助金による補助を受けて既に当該消費者に対して提供した財産上の利益の総額と五千円との差額の割合が百分の二十五より少ない場合にあつては、その割合）であるとき。

［七　同上］